新見市指定管理者制度運用ガイドライン

を策定しました!

どうしてガイドラインを作ったの?

平成15年9月の地方自治法改正により、指定管理者制度が創設され、本市においても、 多くの公の施設で指定管理者制度を導入してきました。

これまでも、市独自の運用方針に基づいて適切な運用を図ってきましたが、本市の指定 管理者制度がどのように運用されているのかを広く市民の皆さんに知ってもらうため、新 たにガイドラインを策定しました。

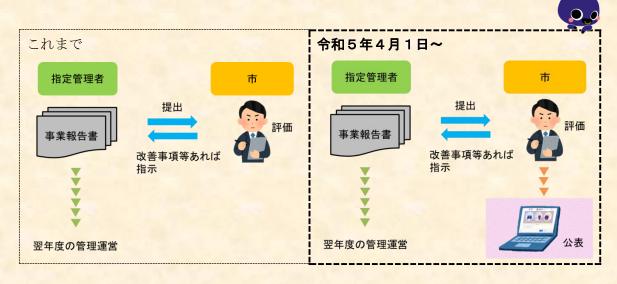
これまでと何が変わるの?

日々の施設の管理運営について大きく変わることはありませんが、指定管理者に対する評価が変わります。

評価を点数化し、評価結果と決算状況を市ホームページで公表*****することで、管理運営 状況の透明性を高めます。

評価には年度毎に行う評価(年度評価)と指定期間全体の評価(期間評価)があり、すべてが公表の対象です。

※ 施設の管理運営の性質上、公表を免除する場合があります。詳しくはガイドラインをご確認ください。





評価結果の公表は、令和5年度以降の施設管理に関して新たに基本協定を締結し た施設から適用します。